

40580

教科書文庫

4
110
42-1936
20000 65492

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

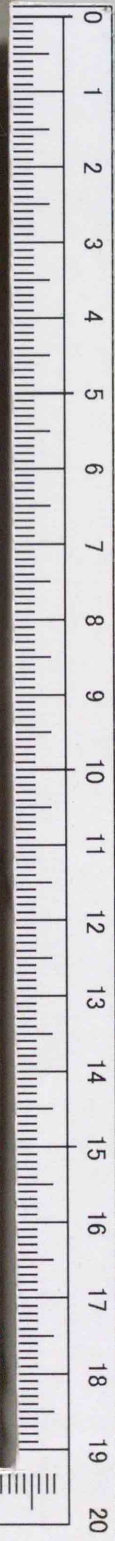
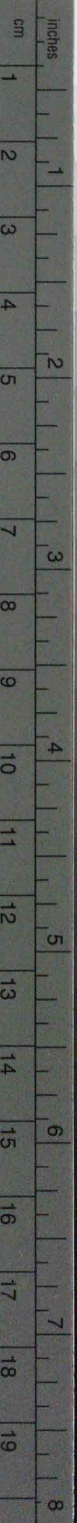


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



46
110
昭11

新制  
女子修身書  
五年制用  
卷四



日四十月一年一十和昭  
濟定檢省部文  
用科身修 校學女等高

# 新制女子修身書

廣島文理科  
大學教授  
文學博士勝部謙造著

五年制用

東京  
大阪  
英進社發行

資料室

4b  
110  
BB11

神 勅

葦原千五百秋之  
瑞穂國是吾子孫  
可王之也宜爾  
皇孫就而治焉行  
矣實祚之隆當與  
天壤無窮者矣

(日本書紀)

葦原の千五百秋の瑞穂國はこれ  
吾が子孫の王たるべき地なり  
宜しく爾皇孫就て治らせ さき  
く 實祚の隆えまさんこと當に  
天壤と窮まりなかるべし



御 誓 文 (明治元年戊辰三月十四日)

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
  - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
  - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシ  
メシ事ヲ要ス
  - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
  - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ  
誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基  
キ協心努力セヨ

勅 語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深  
厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美  
ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存  
ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レ  
ヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器  
ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ  
一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ  
是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ  
遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守ス  
ヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣  
民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ  
其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ  
永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明  
ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺  
ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ  
治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自  
彊息マサルヘシ  
抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳ト  
シテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本

近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ  
倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾  
フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣侯爵 桂 太 郎

詔 書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作  
シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサ  
セラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭  
示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠  
ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル  
所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ  
興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災  
變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ  
輓近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻  
詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セム  
コトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆  
國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張

ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

內閣總理大臣 伯爵 山本權兵衛  
以下各國務大臣 副署

踐祚後朝見ノ御儀ニ於テ賜ハリタル勅語

(昭和元年十二月二十八日)

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先徳ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ庶幾フ  
惟フニ皇祖考聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ廼チ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ

廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル  
唯兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサランコトヲ之レ懼ル  
輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經  
濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ  
舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃  
クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ  
今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ  
我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中  
外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスル  
ヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ  
夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通

ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和  
シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是  
レ朕カ軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徵ニ  
シ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス有司  
其レ克ク朕カ意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕カ躬  
ヲ匡弼シ朕カ事ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼  
セヨ



御即位禮當日紫宸殿ノ御儀ニ於テ賜ハリタル勅語

(昭和三年十一月十日)

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ萬世不易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕カ躬ニ逮ヘリ朕祖宗ノ威靈ニ頼リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シク神器ヲ奉シ茲ニ即位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ誥ク

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ

皇祖考古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻圖ヲ闢キ中外ニ徵シテ立憲ノ遠猷ヲ敷キ文ヲ經トシ武ヲ緯トシ以テ曠世ノ大業ヲ建ツ皇考先朝ノ宏謨ヲ紹繼シ中興ノ丕績ヲ恢弘シ以テ皇風ヲ宇内ニ宣フ朕寡薄ヲ以テ忝ク遺緒ヲ嗣キ祖宗ノ擁護ト億兆ノ翼戴トニ頼リ以テ天職ヲ治メ墜スコト無ク愆ツコト無カラムコトヲ庶幾フ

朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國運ノ隆昌ヲ進メムコトヲ念ヒ外ハ則チ國交ヲ親善ニシ永ク世界ノ平和ヲ保チ普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ冀フ爾有衆其レ心ヲ協ヘ力ヲ戮セ私ヲ忘レ公ニ奉シ以テ朕カ志ヲ弼成シ朕ヲシテ祖宗作述ノ遺烈ヲ揚ケ以テ祖宗神靈ノ降鑒ニ對フルコトヲ得シメヨ



明治天皇御製

とこしへに民やすかれと祈るなる  
わが世をまもれ伊勢のおほかみ

昭憲皇太后御歌

神風の伊勢のうちとのみやばしら  
ゆるぎなき世をなほ祈るかな

教育ニ關スル御沙汰

(昭和三年十二月十日)

祖宗ノ國ヲ經スルヤ教學ヲ先ト爲ス皇祖考夙ニ學制  
ヲ頒チ更ニ宸勅ヲ降シ昭ニ教育ノ大綱ヲ示シタマヘ  
リ皇考遺緒ヲ承繼シ又聖諭ヲ降シテ先朝ノ洪範ヲ申  
明シタマヘリ朕今列聖ノ遺圖ヲ嗣キ篤ク教化ヲ敷キ  
以テ人心ノ歸趨ヲ正クシ大ニ學藝ヲ振ヒ以テ國運ノ  
伸張ニ資セムコトヲ念フ局ニ教學ニ當ルモノ其レ能  
ク朕カ意ヲ體シ夙夜淬礪祖宗ノ大訓ヲ光昭ニセムコ  
トヲ務メヨ

新女子修身書 五年制用 卷四

目次

第一 日本的女子

●貞淑——●謙抑——●母性愛——●日本的女子

第二 男性と女性

●男尊女卑の思想——●兼好の女性観——●男性と女性

第三 夫婦の道

●夫婦相和シ——●夫婦の道——●貞操——●結婚は人生の大典——●舅姑等に對して

第四 社會……………二〇

● 社會人——● 社會の意義——● 共存共榮

第五 社會の種類・組織・發達……………二七

● 自然的社會と人爲的社會——● 社會精神——● 社會の組織——● 分化と統一

第六 良心……………三三

● 道德の大法——● 良心の意義——● 良心の働き——● 良心の權威——● 良心の發達

第七 行爲と品性……………四二

● 行爲の意義——● 行爲の過程——● 品性——● 行爲と品性

第八 動機と結果……………四九

● 動機と結果——● 動機論と結果論——● その批評——● 正しい判斷

第九 至善……………五五

● 至善又は最高善——● 快樂說——● 快樂說の批評——● 理性說の批評——● 實現說

第十 本務……………六四

● 本務——● 本務の性質——● 本務の種類——● 本務の輕重と衝突

第十一 德……………六九

● 德——● 德の要素——● 德の分類——● 教育に關する勅語の徳口

第十二 社會連帶……………七四

● 「我」——● 社會連帶——● 「出處」——● 社會奉仕

第十三 摸擬と獨創……………八二

● 摸倣——● 獨創——● 獨創的精神涵養の工夫——● ドイツの家庭生活

—— ⑤ 獨創の機會

第十四

人類愛

…… 七〇

● 人類愛 —— ● 日本精神の平和主義 —— ● 國史の跡 —— ● 人類愛と祖國愛

第十五

我が國民性

…… 六九

● 國民性と國民精神 —— ● 國民性の知識 —— ● 國民性の由來 —— ● 我が國民性の長所と短所 —— ● 私達の反省

目次終

新制

女子修身書

五年制用 卷四

第一 日本の女子

● 貞淑

日本の女子の特徴の第一は、貞淑であることです。貞淑とは、しとやかで出しゃばらないことです。日本の女子は常に控へ目にしておとなしいのを、その美德としてゐるのがあります。

乃木將軍は丸龜第十一師團長在職中、同地の金倉寺で、從卒と馬丁と共に間借りして居りましたが、明治三十三年の六月、その假寓で病氣に罹られました。七月になつてやうやく快復さ

れましたが、静子夫人は病後の將軍を見舞はるべく、且は親戚の事についての相談もありましたので、單身東京を發して金倉寺を訪はれたのです。嚴格な將軍は、夫人が許しを得ないで來られたのを咎めて一旦は面會されず、やうやく副官蘆原少佐のとりなしによつて、暫らく滞在せられることになりました。

蘆原副官は、後日次のやうに語りました。

「夫人は實に尋常一様のお方ではありません。華族の夫人として、單身はるゝ來られたのは容易な事ではありません。しかも將軍の怒に觸れて面會が出來なくても、一言の辯解をなさらず、『私が悪うございました』と、兩手をついて只管ひたすらあやまられたし、とかさは、實に見上げたものであります。」

と、口を極めて稱讚しました。

## ② 謙抑

日本女子の第二の特徴は謙抑の徳を具へてゐることです。謙抑とは、たいなみのあることです。喜怒哀樂の情を抑へて、おもてに表はさないことです。日本の女子は嬉しいことがあつても、さう高聲に笑はず、悲しくても、人には涙一滴見せないたいなみがあります。

明治天皇の御製に

なよ竹はすなほならなむうつせみの世にぬけいでむ力ありとも

と仰せられてあります。實力なしで唯、命これ従ふのでは

ありません。「世にぬけいでむ力」があつて、しかもしとやか  
にたしなみ深いところに、日本女子の美點が存するのであ  
ります。

山崎闇齋の門人三宅尙齋は、性剛毅で經學に秀でてゐました。  
はじめ阿部侯に仕へて世子の傳かしくとなりましたが、屢、諫めたので  
遂に禁獄されました。

尙齋は禁獄に遭ふ前に、老母と二人の子供を其の夫人に託し  
て金二十片を與へ、母堂に孝養怠りなきやう懇ろに申し渡しま  
した。後三年を経て免されて家に歸り、相見えて一家安全を喜  
んだ時、夫人は先に託された金を夫の前に返しましたから、尙齋  
は大いに怒つて、

「こは何事であるか。かく返金する上からは、母君は定めて窮  
した生活をなされたことであらう。汝の不孝は許すことが  
出来ぬ。」

と、ひどく罵りますと、夫人は靜かに夫を制して、

「母君の孝養は心の及ぶ限り盡しました。我が身は人の爲に  
雇はれ、其の得た價をもつて事へ申しましたから、此の金は今  
日のやうに禁を許され給うた時の用にもと思つて、蓄へて置  
きました。御身が囚こはれとなり給うては、定めし苦しい御事  
と存じ、我等三人は、冬は綿の衣を身につけず、夏は蚊帳を室に  
入れなかつたが、母御の御爲には乏しき様の事は致しませぬ」  
と答へましたので、尙齋は大いに感じ、深く其の勞を謝して喜ん  
だといふことであります。

日本女子の第三の特徴は母性愛の強いことです。「子に

母性愛

生きる」——これが日本の女子の生命であります。前にも述べましたやうに、西洋の家庭は夫婦關係が主であります。我が國の家は親子本位であります。「子に運ぶ親の心、坐ながら千里萬里も行く」——子供の爲には我が身のなり容も、自由も、享樂も犠牲にします。否、生命を捨てゝも顧みないのが、日本の女子の強味であります。

赤染衛門の子擧周が病に罹り、すでに危篤に瀕しました。時に衛門、

かはらんと祈る命は惜しからでさても別れむことぞ悲しき

といふ一首の和歌を、幣帛へいぶくに書いて住吉の社に奉りました。「我が子の身代りにと祈る我が一身は毛頭惜しくはありませんが、

さて子が幸に助かりましたも、私は可愛い子と別れねばなりませぬ。それが悲しうございます——といふ意です。この歌を奉りましたら、神もあはれと思召されましたか、擧周の病氣は平癒し、母の衛門も無事でありました。(古今著聞集による)

④日本の女子

之を要するに(一)貞淑、(二)謙抑、(三)母性愛——しとやかで、たしなみがあつて、子に生きること、これが日本女子の特徴であります。然るに近年やゝもすれば、出しやばりで、だらしがなく、しかも家を外にする婦人を多く見受けるやうになりましたが、最近日本精神の高唱せられると共に、日本女子の自覺を喚起し、その眞面目まじめに還りつゝあることは、洵に喜ばしいことであります。私達はどこまでも日本の女



子といふ立場を忘れないやうにしたいものです。

## 第二 男性と女性

●男尊女卑の思想

「婦人は別に主君なし、夫を主人と思ひ敬ひ慎みて事ふべし。總じて婦人の道は人に従ふにあり。女は夫をもつて天とす、かへすくも夫に逆ひて天の罰を受くべからず。」

これは「女大學」——徳川時代に於ける女子修身書——の一節であります。

男子が社會的に優越の地位を占めてゐる時代に、男尊女卑の思想の行はれるのは蓋し已むを得ないことで、ただ日

本ばかりでなく、支那・印度さては西洋に於ても同様であります。

儒教には七去三従の教があり、孔子も「女子と小人とは養ひ難し」と言つて、女子を小人と等しなみに考へてゐました。佛教では女子を罪業深重のものとし、女子が成佛するには、男子に變化轉生した上でなくては出来ないと説いてゐます。

西洋で女子を尊敬する風の生じたのは、中世紀に宮廷の騎士が貴婦人を尊敬するやうになつてからのことであります。しかしこれは單に社交儀禮の上に止まり、政治上・經濟上男子の勢力・地位を動かすことは無かつたのであります。

兼好の女性  
観

す。

けれども、今日では最早、男性・女性の間に斯くの如き階級的差別觀の存在する理由はありません。

「女の性は皆ひがめり。人我が相ふかく、貪欲甚しく、物の理を知らず、たゞまよひの方に心も早くうつり、詞もたくみに、くるしからぬことをも問ふ時はいはず、用意あるかと思れば、又あさましき事まで問はずがたりにいひ出す。ふかくたばかりかざれる事は、男の智慧にもまさりたるかと思へば、その事あとよりあらはるゝを知らず。すなほならずして拙きものは女なり。」

と、徒然草の作者は女の短所を多く挙げ列ねてゐます。必ずしもすべてが當つてゐるとはいへませんが、私達の大いに反省すべきことばであらうと思ひます。

男性と女性

元來男性と女性とは、人類として共通の性質を有すると共に、又身體上・精神上に種々の特質を具へてゐます。

概していへば、男子は剛毅・果斷であり、能動的・進取的であります。女子の感情は鋭敏で感受性が強いけれども、やゝもすれば目前の事實に囚はれ感情に動かされ易い傾を有つてゐます。男子は細かい所に氣の附かぬかはりに、よく大局を洞察し、感動を統制して、意志を貫徹する力を有つてゐます。

しかし、以上の事實によつて、人間としての男女の價値を上下するのは誤つてゐます。男性と女性とは相俟つて人間生活を完うすべきものであつて、男子は男子たる處に人

間としての価値があり、女子は女子たる所に人間としての価値があります。もし男女各々その特性を缺いたならば、男性は男性の意義を失ひ、女性も女性の意義を失つてしまひます。要するに男性と女性の問題は決して尊卑を以て争ふべき性質のものでなく、男は男らしく女は女らしく、互にその人格を尊重して特有の天職を盡すことによつて解決せられるものであります。

### 第三 夫婦の道

易の「家人」の卦に、

●「夫婦相和シ」

「女は位を内に正し、男は位を外に正す。男女正しきは天地の大義なり。父父たり、子子たり、兄兄たり、弟弟たり、夫夫たり、婦婦たり。而して家道正し。家を正して天下定る。」

とあります。夫婦の道は之を社会的に見ても國家的に見ても、極めて大切なことでありまして、夫婦がその道を盡さなければ家は治まらず、家が治まらなければ國が治まりません。教育に關する勅語に「夫婦相和シ」と仰せられてありますのは、夫婦相倚り相援けて、家の爲に盡すべきことを訓へ給うたものであります。

●夫婦の道

つぎねふ 山城道<sup>やましろみち</sup>を 他夫<sup>ひとづま</sup>の 馬<sup>うま</sup>より行くに 己夫<sup>おのづま</sup>が 徒<sup>か</sup>歩<sup>ち</sup>よりゆけば 見る毎<sup>ごと</sup>に 音<sup>ね</sup>のみし泣<sup>な</sup>かゆ こそ思<sup>おも</sup>ふに 心<sup>こころ</sup>し痛<sup>いた</sup>し 垂乳<sup>たらし</sup>根<sup>ね</sup>の 母<sup>はは</sup>が形<sup>かたち</sup>見<sup>み</sup>と 我<sup>われ</sup>が持<sup>も</sup>つたる 眞澄<sup>まこと</sup>鏡<sup>かがみ</sup>に

蜻蛉領巾 負並め持ちて 馬かへ我が夫

反歌

まさ鏡持たれどわれはしるしなし君が徒歩よりなづ  
み行く見れば

これは萬葉集十三にある、名も知れぬ女性の歌です。その女性  
性が夫へよびかけた歌です。

「大和から山城への道中に他人の夫は馬に乗つて行くのに、貴  
方が徒歩で行かれるので、それを見るごとに、私は泣けてく、仕  
方がありません。貴方一人が身すぼらしく、とぼく、と歩いて  
行かれるのだと思ふと、私の胸は遺瀨やせになります。私がお嫁  
入の時に持つて来た母の形見の鏡に、この肩掛を一緒に持つて  
行つて、馬を買つて下さい。」といふ意味です。我が夫にひけを取  
らせまいとする、淑やかな、やさしい心が、しみく、と味はへるで

貞

貞操

はありませんか。山内一豊の妻の貞節が、すでに一千年の昔の  
名も無い女性にあらはれて、ゆかしく感ぜられます。

これに對する夫の返歌は次のやうです。

馬かはば妹いも 徒歩ならむよしえやし石は踏むとも吾は  
二人行かむ

「私が馬を買つたら、お前は徒歩だらう。たとひ石を踏んでも、  
やはり二人で歩いて行かう。」と言つたのです。

夫婦の情のよくあらはれた歌です。

偕老同穴の契といひますやうに、夫婦は男女終生の結合  
であります。夫婦互に貞操を正しくすることによつて、家  
庭の幸福は生れ、家運の隆昌を期することが出来るのです。  
殊に女子の貞操はその既婚たると未婚たるとを問はず、生

命と尊さを同じうし、今日の法律では、女子が貞操を蹂躪せられんとした時、それを護る爲に對手を殺傷しても、これを正當防衛と認められ、犯罪を構成しないことになつてゐます。

④結婚は人生の大典

結婚は人生の大典です。一身一家の幸不幸を決定する重大事であります。「賢き夫人はその夫の冠」であると共に「悪妻は六十年の不作」であるといはれてゐます。私達はただ修學の途中にあつて、これらについての關係は少いけれども、よくその重大性を考へ、將來この問題に出會つた時には、慎重の上にも慎重を加へ、決して一時の感情や空想に支配されることなく、健康・性格・境遇・家柄・血統等を考へ、親の地

位や財産よりも、本人そのものに重きを置いて選擇しなくてはなりません。又かゝる事は、父母・兄弟・親戚先輩の判断と指導に従ふことの肝要なのは言ふまでもありません。若し不純な動機で輕率に定めるときは、悔を後年に残すことが多くあります。

我が民法で定めた夫婦は、正式に結婚した一夫一婦に限り、その年齢は男子は満十七歳、女子は満十五歳としてゐます。しかし、これは最低限を示したもので、最近各國の結婚平均年齢によつて見ますと、男子はスエーデンの三〇・六五歳が最も高く、フランスの二六・七五歳が最も低く、女子はオランダの二七・九五歳が最も高く、日本の二三・〇五が最も低くなつてゐます。我が國では大體男子は二十四五歳から三十歳位まで、女子は二十歳から

二十四五歳までを適當な年齢と見られてゐます。

1. 身体  
2. 身志  
3. 精神  
4. 物質  
5. 倫理  
6. 習慣  
7. 儀容  
8. 行動

(國名)	(男)	(女)	(差)
日本	二七・一八	二三・〇五	四・一三
佛蘭西	二六・七五	二三・五〇	三・二五
獨逸	二七・五八	二五・二五	二・三三
瑞西	二七・七九	二五・五六	二・二三
濠洲	二八・三一	二六・二八	二・〇三
伊太利	二八・四五	二四・四五	四・〇〇
西班牙	二八・七一	二五・九四	二・七七
加奈太	二九・六七	二五・二五	四・四二
和蘭	二九・六八	二七・九五	一・七三
瑞典	三〇・六五	二七・一四	三・五一

列國の結婚平均年齢

なほ我が民法では、男子は三十歳未満、女子は二十五歳未満で結婚する場合には、家に在る父母の同意を得なければならぬこ

⑤ 舅姑等に對して

とになつてゐます。しかしこの年齢もやはり最低限を示したものでありまして、實際の場合には年齢の如何に拘らず、父母先輩の冷靜周到な判断に俟たなければなりません。妻として夫の家に入れば、夫の父母、夫の兄弟姉妹に對して新たな關係が結ばれます。夫の父母に對しては我が父母に對すると同じく孝養を盡し、夫の兄弟姉妹に對しては我が兄弟姉妹に對すると同じく友愛の情を盡すのは申すまでもありません。これを初めから分け隔ての心を以て對するから、感情の疎隔が次第に大きくなつて、遂には世間に往々見るやうな悲劇を惹起することになるのであります。

昭憲皇太后御製

むつまじき中洲にあそぶみさごすらおのづからなる道  
はありけり

松が枝にたちならびてもさく花のよわき心は見ゆべき  
ものを

### 第四 社 會

● 社會人

人はすべて個人であると同時に社會人であります。私達は人の世に生れ、人の世に生を送り、人の世に生を終わります。一日として社會共同の生活から離れることはありません。

せん。さればロビンソン・クルーソーのやうな孤獨な生活は到底現實の世に求め得べくもありません。仙人が山に入つて獨りで暮してゐるのは、全く社會と離れたやうでありますけれども、しかし、山に入つても必ず日本の衣服を用ひ、日本の食物を用ひ、日本の言語を用ひてゐるに相違ありません。これ亦社會の一員であつて、アリストートルが「人は社會的存在物である」といつたのは萬古不易の眞理であります。

● 社會の意義

社會は人々の集りです。しかし、人がただ集つたといふだけでは、いはゆる烏合の衆であつて、これを社會と稱することは出来ません。例へば、汽車の乗客や街頭の人々は社

會を構成してゐません。社會といふからには、その集つた人々の間に共通の目的又は感情があり、而も永續するものでなければなりません。親子夫婦相助けて家を成す場合、又は修養を目的とする者が道を求める爲に集る場合は即ち眞の社會を成してゐます。要するに集合は手段であつて、主とする所は精神の結合にあります。故に社會は「人の相頼つて生活する精神結合の團體である」といはなければなりません。

社會といふ語は普通、世の中又は世間といふほどの意味に用ひてゐます。「社會奉仕」「社會相」などいふ場合はこれでありませぬ。又仲間とか階級とかの意にも用ひられます。「學者社會」「上

## ● 共存共榮

流社會などはこれです。近思錄に「郷民社會を爲し、爲に科條を立て、善惡を旌別し、勸あり恥あらしむ」とある。社會は一國一州など相頼つて生活する一團の人民を稱したもので、今日學術的にいふ社會とほゞ同じ意味に用ひられてゐます。

私達は生れると共に、まづ家庭の一員となります。家庭は私達の一生を通じて生活の根據となる小社會であります。長ずるに従つて學校・市町村・府縣・國家・世界人類と、大小幾多の社會に生活します。私達は家族の一員として、地方郷黨の一員として、國家の一員として、世界人類の一員として、相依り相助けて、人間としての生存の意義を完うし、明るい一生を送らねばなりません。



「世の中は相持ち」です。家庭に於て親子、夫婦は相互に依存し、學校に於て先生と生徒とは相互に依存します。持ちつ持たれつ、互に助け合はねば、「人」といふ字は立ち難いといふ標語があるやうに、廣く社會の幸福と繁榮とを圖ることは、やがて自己の幸福繁榮を齎す所以で、これを共存共榮といひます。相共に生存を全うし、相共に榮えて、幸福に暮さうとの意味であります。教育に關する勅語に「公益ヲ廣メ世務ヲ開キ」と仰せられ、國民精神作興に關する詔書に「人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ」と詔し給ひ、更に今上陛下が踐祚後朝見の御儀に於て賜は

つた勅語に「宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ」と宣はせられた聖旨も、こゝにあることと拜察します。

アメリカの或哲學者が、黑人の人身賣買から思ひついて、次のやうな説を立てました。曰く、白人が一人前になる爲に、家庭、學校その他で費すところ、二十歳までを通算して約一萬圓を要するが、その大多數のものは、おのれに費された支出を辨償するだけの働きをしないで死んでゆく。故に多くの墓碑銘には、次のやうな文句を刻むのが適當である。

本人は存命中負債者であつた。丁年になつてからも、辛うじてその生活を維持するに止まつて、幼少年時代に於ける投資を償

却することが出来なかつた。本人は實に支拂無能力者として死んで行つた。さうして永く慚愧のまゝ眠つてゐる。

と。物質的に偏した見方ではありませんが、面白い説だと思ひます。私達はいはゆる負債を償却した上に、更に成るべく多くの貸越しをしなければなりません。苟くも萬物の靈長としてこの世に生れた以上は、しかも文明國民としてこの大日本帝國に生を享けた以上は、お互に刻苦勉勵して、一家のため、地方郷黨のため、國家の爲、世界人類の爲、役立つ所がなければなりません。

○

其の國を治めんと欲する者は先づ其の家を齊とらふ。其の家を齊

へんと欲する者は先づ其の身を修む。(大學)

### 第五 社會の種類・組織・發達

● 自然的社會  
と人爲的社會

社會には、自然に出來た自然的社會と或目的を達する爲に特につくられた人爲的社會とがあります。自然的社會の最も定型的なものは家族で、この家族が集つて氏族となり、氏族が更に大きくなつて民族をなすのであります。自然的社會は人間自然の性情に基づいて組立てられたもので、意識的に成員の利益を目的として成立つたものでなく、場合によつては自己の利益を犠牲にし、時には身命を捧げ

ることといひませぬ。

學校・會社・學會・俱樂部・政黨などは人爲的社會です。これは一定の目的を意識し、これに賛成する成員だけによつて成立するもので、即ち學校は教育を、會社は營利を、學會は學術研究を、俱樂部は社交を、政黨は一國政治の發展を目的として、それぞれ人爲的に結合された社會であります。このやうに人爲的社會は機械的な結合でありますから、この社會に加入するか否かはその者の任意です。又、一旦加入しても既定の手續を履めば中途で脱退することも可能であります。されば、自然的社會を基本社會・犠牲社會といふに對して、人爲的社會を機能社會・利益社會ともいひます。

我が國家組織は家族的で、畏くも天皇陛下を家長と仰ぎ奉り、臣民を家族とする一大家族の組織をなしてゐることは既に述べました通りで、國そのものが一つの大きな家をなしてゐるのでありますから、我が國は實に國家を以て自然的社會とする好模範でありまして、他にその類例を見出すことは出来ません。

社會は自然的社會でも人爲的社會でも、その成員を統一する共通の精神があります。これを社會精神又は社會意識といひます。家にはそれぞれ家風があつて、家族はその家風のうちに人となり、その家風に感化薰育せられて次の代へと續けられてゆきますのも社會精神の一であります。

◎ 社會精神

特に國家にはその國の傳統的理想があります。これを國民精神又は國民意識といひます。例へば我が國に於ける大和魂、イギリスに於けるジョン・ブル氣質、スパルタに於けるスパルタ精神のやうなもので、いづれも國民若しくは民族に特有な統一的精神であります。もしその社會の一員でありながら反社會的な思想を懷き、或は矯激な行動をするものがあれば、この社會精神が輿論となつて現はれ、その者に對して非難攻撃を加へ、或は法の制裁が行はれるやうになります。之に反してその社會精神を具現して、社會の發達に寄與貢獻する者は、輿論は之を賞讚し歎美し、殊にその社會の爲に犠牲となつた者に對しては、その名聲を不朽

◎社會の組織

に傳へて崇敬するのであります。

アダム・スミスが經濟學の立場から力説した分業の實例は次のやうです。



スミス・ムダア

留針を作るには十八回の手順を要する。この手順を十人の職工が分擔すると、一日に四萬八千本を製造することが出来る。もし、これを十人が別々になつて、一人で十八回の手順を全部行ふとなれば、一日一人の製造高が僅かに二十本——十人のを合せて二百本——に過ぎない。即ち分業を行ふと否とによつて、二百四十倍の差を生ずる。

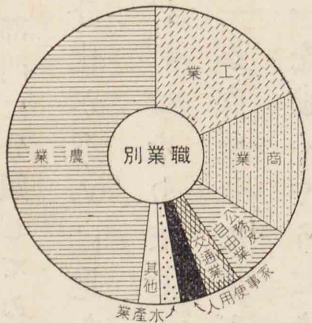
と、かういふのであります。

社會はその統制せられた組織によつて、各人各部の關係が正當に整備され、各々その分を盡すやうになつてゐます。今これを新聞社について見ても、まづ總務局があつて全體を統轄し、編輯營業の二局があつて、編輯局は更に編輯部政治部・經濟部・社會部・通信部・外報部・學藝部・調査部・寫眞部・校正部等に分れ、營業部は更に販賣部・廣告部・會計部・調度部・印刷部等に分れて、渾然たる一團の組織體をなしてゐます。家庭・學校・官廳・會社・銀行・組合等、苟くも社會と稱するものは、いづれも組織の體制を有しないものはありません。殊に國家は社會組織の最も發達し、社會的形式の最も完備したものであつて、家も市町村も府縣も、すべてそのうちに抱擁さ

れてゐます。

社會は單一な状態から次第に複雑になり、多様になつてゆきます。これを社會の分化といひます。そして社會が發達すればするほど、社會の分化は進んでゆきます。

例を職業に取つて見ても、人智の開けない古代に於ては、すべ



別業職邦本

ての者が農耕や狩獵に従事して、自己の必要品を自己が生産して事足つてゐたのでありますが、社會生活の進むにつれて多種多様に分化し、それらの關係も極めて複雑になつてゐます。我が國の國勢調査に於ては、職業を農業・水産業・鑛業・工業・商業・交通業・公務自由業・その他の有業者・家事使用人・無職業

④ 分化と統一

者の十種に大別し、更にこれを四十一の中部門、二百五十二の小部門に分類してゐます。

分化が進めば進むほど、全體としての統一が鞏固にならなければなりません。社會が單純な時代には、期せずして統一が保たれますが、複雑多様になるに随つて相互の連絡統一を缺くやうになり易く、爲に社會の分裂を來すやうな虞おそれがあります。社會の發達を期するには、一方に於て分化が愈進むと共に他方に於て統一が愈鞏固にならなければなりません。分化のない社會は萎靡沈滞の外なく、統一のない社會は支離滅裂にならざるを得ません。

社會の統一を鞏固ならしめるには、その成員が社會精神

を中心として、全體としての秩序と調和とを保つてゆくにあります。社會共通の理想を明かにして、活潑な活動を續ける社會が、永久に存續發達する社會であります。

## 第六 良 心

「これを考へることの度重なれば重なるほど、長ければ長いほど、いや増しに募る新なる畏敬の念と讚美の情とを漲らしめるものに二つある。——上にあつては星の輝く空で、内にあつては道德法である。」

と大哲カントは言つてゐます。胸中燦として輝く道德の

## ●良心の意義

大法——これを良心の命令といひます。

良心とは是非善悪の評価をする道徳意識です。苟くも白痴・瘋癲でないかぎり、人は誰でも是非善悪の區別を知り、善い行爲はこれを嘉し、悪い行爲はこれを憎むだけでなく、善いことはせねばならぬ、悪いことはしてはならぬといふ意識を持つてゐます。これは萬人共通の事實です。

古來、良心を以て神の聲であるとか、人間固有の特殊能力であるとか説くものもありますが、いづれも當を得たものでありません。良心は神の聲ではなくて人の聲であり、特殊能力でなくて道徳に關して働く私達の心意全體の活動であります。

## ●良心の働き

良心は善悪を判断し、稱讚非難し、命令禁止します。故に良心が實際に働きをあらはす爲には、三つの心の働き——知の働き、情の働き、意の働き——が必要です。

知の働きによつて正邪善悪の判断が成立します。私達が修身科を學んで道徳上の識見を養ふのも、畢竟これによつて道徳的理想の構成と、これに基づく正しい判断とを得る爲であります。

情の働きには指導と審判とがあります。即ち私達が正邪善悪の判断に伴つて、正善を喜び邪惡を憎み、邪惡を排して正善に就かうとする情、これを指導感又は責務感といひます。既に實行を終つて後に起る満足若しくは後悔の情

これを審判感といひます。

正邪善悪を判断し、行爲に對する責務を感じると同時に、正しいこと善いことは進んで爲さう、又爲させようと決意し、正しくないこと悪いことは決してすまい、又さすまいと決意します。これが意の働きです。意の働きによつて良心は完結します。正善と知り、これに對する責務の感を有しながら、これを實行するに至らないのは、いはゆる薄志弱行の徒であります。

要するに知情意の三つの働きが具備して、始めて良心が行動として現はれ、實際道德となります。故に良心を以て道德に關して働く私達の心意全體の活動と稱したのであ

④良心の權威

ります。

良心は私達にとつて最高の權威を有します。神の聲ではないけれども、最高の權威を有つてゐる點に於て「心の内の神」であるといふことが出來ます。正善と認めたことはどこまでもこれに就かねばならぬと感ぜしめ、邪惡なりと認めたことは、斷じてこれを斥けねばならぬと感ぜしめます。それはちやうど無上の權威を具へたものが、私達に向つて令するやうな觀があります。カントが道德の大法を以て「無上命法」といつたのは、この意味に外ならないのです。私達は常に良心の命ずる所に従ふことによつて、始めて人間としての生活を完うし、價值ある人生を送ることが出



來ます。孟子が「自ら反みて縮くんば千萬人と雖も吾往か  
ん」といつたのは千萬人の反對者を敵としても、良心による  
主張を枉げないといふのです。

之に反して私欲に惑はされ、邪道に踏み入る時は、それが  
度重なるに従つて良心の働きを麻痺し、悪事を敢てして、し  
かも恬然たるやうになります。古書に、

「人心惟れ危く、道心惟れ微なり。惟れ精惟れ一、允に厥の中を  
執れ。」

とあります。「私欲には蔽はれ易く、爲に正道を踏み違へる  
危険が多い。故に良心は曇りがちである。人は心を純一  
にし、中正の徳を保つやうにせよ」と教へたのであります。

●良心の發達

前に述べましたやうに、良心は人間に先天的に具つた特  
殊能力でなく、従つて始めから完成してゐるものでありま  
せんから、私達は修養の力によつて、これを發達させること  
が肝要であります。即ち學んで正邪善悪を知り、正善を好  
み邪悪を斥くるの情を養ひ、意志を鞏固にして實行上の效  
果を齎すやうにしなければなりません。修養の功を積み



(筆山華邊渡) 孔子

ば、遂には何等の努力  
を用ひないでその行  
爲が道德に協ふやう  
になります。孔子が  
「十有五にして學に志

「す」から始まつて「三十にして立ち、四十にして惑はず、五十にして天命を知り、六十にして耳順ふ」の道程を経、遂に「七十にして心に從<sup>まか</sup>せ、欲する所<sup>のり</sup>矩を踰えず」に到つた境地は、即ち無意識的に自由行動しても、その事がすべて法度・規範に合するやうになつたもので、このやうなのを「完全な人」といひます。私達は常に修養を重ねて良心の發達に努め、「完全な人」を目標として精進しなければなりません。

## 第七 行爲と品性

良心によつて是非善惡の評價を受ける對象は、私達の行

### ●行爲の意義

爲と品性とであります。

行爲とは人類の有意動作をいひます。

行爲は人間の動作に限られてゐます。従つて、人間以上の神佛の行動や、人間以下の生物の動作は行爲の範圍に入りません。人間の中でも、幼兒や異常者など道徳的能力を有しない者の動作も行爲とはいへません。即ち幼兒が器物を壊したり、狂人が亂暴したりしても、これを道徳的評價の對象とすることは出來ないのです。次に行爲は有意動作のみを指していひます。有意とは自分の意志によつて一定の目的を定め、それを實現しようとすることをいひます。従つて正常の人でも、その者の夢中の動作や、強迫の下

に已むを得ず爲した動作などは、道德上の行爲とは認めません。  
 之を要するに、道德的判斷の對象たるべき行爲は、必ず正  
 常の状態にある者が故意に行つた動作でなくてはなりません。

我が現行の民法や刑法では、心神喪失者、心神耗弱者、聾者、啞者、盲者等を法律上の能力者と見ません。民法では二十年未滿は未成年者であり、刑法では十四歳未滿の者の行爲を罰しません。又、法律に特別の規定ある場合を除いて、罪を犯す意志のない行爲は之を罰しません。このやうに、異常者、未成年者の行動や、意志の働きの伴はない動作を十分の意義に於ける行爲と見ないのは、道德上からも十分の理由を認めることが出來ます。

㊦ 行爲の過程

行爲の起點は缺乏の發生にあります。即ち私達は絶えず身體上、精神上に缺乏が存在し、随つてこの缺乏を充たさうとして欲望が生じます。かくてこの欲望についてその採擇の可否を思慮し、もし可なればこゝに實行の決意をするのであります。然るに欲望は同時に二つ以上起ることが多いので、その場合には、まづいづれを採るべきかについて選擇を行つてから決意をします。この選擇と決意とは行爲者自身の自由意志によるもので、私達が自分の行爲に對して責任を持つのも、その根據は全くこの選擇・決意の自由があるからであります。これは行爲の成立について最も重要な點であります。要するに行爲は欲望・思慮・選擇・決

意の内的過程を経て、然る後外的動作として現はれるもので、しかも行爲をして道德的評價の對象たらしめる中心は選擇・決意の意志の働き、いはゆる意志の自由にあることを忘れてはなりません。

同一の行爲を反復してゐると、その行爲をなし易く、それに反した行爲はなし難いといふ傾向が生じて、こゝに一種の習慣が形造られます。例へば、毎朝遅くまで寝てゐる行爲を繰返すと、終には朝寢の習慣が出来ます。又、始終學業に精勵してゐると、遂には勉強せずには居られないやうになります。かういふ善惡の習慣は數限りなく生ずるものであります。これらの習慣がその人の素質に加はつて、全

⑤ 品性

體としての人柄ひとがらを成したものを品性と名づけます。

品性は行爲の集積であります。善い行爲を反復すれば善い品性を生じ、悪い行爲を反復すれば悪い品性が出来ま  
す。然るに品性は又行爲となつて現はれます。善い品性の人は自ら善い行爲をなし、悪い品性の人は自ら悪い行爲をします。要するに、行爲は品性を作るものであると共に、品性は行爲を決定するものであります。

しかし、これは一般的の言ひ方で、實際に於ては、このやうに決定的のものではありません。もとゝ行爲は意志の自由によつて成立するものでありますから、朝寢の習慣ある人でも努力すれば早起することが出来、勤勉な人でも時

④ 行爲と品性

に緊張を缺くことがあり得るので、その者の心懸け次第によつて品性に反する行爲に出ることが出来ますから、こゝに修養努力の效が存するのであります。

教育に關する勅語に「徳器ヲ成就シ」と仰せられましたのは、徳のある有爲の人たれとの御諭で、即ち高潔圓滿なる道徳的品性を修養せよとの聖旨であります。私達は自ら顧みて缺點短所の改善に努力し、美點長所は益、これを助長するやうにし、以て品性の向上を圖り、立派な日本女子とならなくてはなりません。

## 第八 動機と結果

### ●動機と結果

前章に述べました欲望・思慮・選擇・決意の内的過程を行爲の動機と稱し、これが外的動作に發動することによつて生ずる成果又は影響を行爲の結果といひます。行爲はその動機に相當した結果を得ようとするものでありますけれども、動機と結果とは必ずしも一致するものとは限りません。今、動機と結果との關係を見るに、次のやうな場合があります。

(一) 動機も結果も共に善又は惡なるもの。

(二) 動機は善で結果は悪と判断せられるもの。  
 (三) 動機は悪で結果は善と判断せられるもの。  
 (一) については別に問題はありませぬ。(二)は貧者に金品を恵んだことが、却つてその者の依頼心を増長させ、一層苦境に陥らせたやうな場合であり、(三)は名を賣るが爲に慈善事業に巨額の金を投じたことが、多くの窮民を救助し得たやうな場合であります。これらの場合、動機の如何によるべきか、結果の如何によるべきかに依つて、善惡の判断に差違を生じます。

● 動機論と結果論

動機を主とする論者は、人の貴ぶべきはその精神にあるから、善を爲さうとする精神さへ確かであれば、その行爲は善とすべきで、結果の如何は問ふ必要がない。といひ、これを動機論と名づけます。結果を主とする論者は、行爲は要するに善良な結果を生ずることを目的としてゐるのであるから、たとへ動機が善くても結果が悪ければ、その行爲には何等の價値がない。と主張し、これを結果論と稱へます。

● その批評

しかし、この二つの論は何れも誤つてゐます。結果さへよければ動機はどうでもよいなどといふことは出来ません。元來、私達の動作は意志の自由を俟つて道徳的評價の對象たる行爲となるものでありますから、行爲の善惡を定めるに當つて、その内的過程たる選擇・決定の重んずべきはいふまでもないことです。これを除外して行

爲の善惡を判斷するのは思はざるの甚しいもので、結果論を極端に推しつめると、眞善も偽善もその區別のないものとなつてしまひます。

之と反對に、動機さへよければ結果は構はないといふのも正しい主張ではありません。苟くもそれが道德的評價の對象たる行爲である以上、外的動作の成果又は影響に就いて行爲者が責任を回避することは許される筈がありません。極端な動機論からいへば、等しく慈善である以上は、人の前途を誤らした親切も、眞に苦患くげんの救済となつた恩恵も、同一價值を有するものとせねばならぬことになります。

要するに、行爲の善惡を判斷するには、動機と結果とを併

## ④ 正しい判斷

せ考へなければなりません。蓋し眞の動機は豫想された結果であり、眞の結果は實現された動機であります。故に普通の場合に於ては、動機が善であれば結果も善であり、動機が悪であれば結果も悪であることが多いのであります。法律に於ては行爲をその結果の上から判斷することが多くありますけれども、道德の修養としては固より動機に重きを置くべきであります。その行爲が人力で如何ともすることの出来なかつた場合などであれば、たとひ結果は悪でも、その動機が善であり、しかも最善を盡して之を實行したならば、その行爲を以て善としなければなりません。けれども、動機の惡なもの、たとひその結果が偶然善に見え

ても、それと同じ動機が他にあらはれて悪を顯現するやうなことになるものであります。

これを要するに、行爲に就いては、その動機、その實行、その結果について精細周到に考慮し、萬全を期せなければなりません。智力が足らず、經驗の乏しかつた爲、事志に違ふことのあるのは、その人の修養の足りないことを意味します。私達は行爲の正善を期すると共に、常に修養に心掛けて品性の向上を圖らなくてはなりません。

## 第九 至善

● 至善又は最高善

行爲の正邪・善惡を評價する標準となるもの、これを至善又は最高善といひます。至善であり、最高善であり、従つて人生究竟の目的となるものが明かになれば、それに合した行爲は正善であり、それに合しない行爲は邪惡であるといふことになります。

至善の何たるかに關しては、古來幾多の學説があります。今これを大別して快樂説・理性説・實現説の三とします。

快樂説は人生の最高善を快樂にありとし、これを以て道徳的判斷の標準とするもので、この説には更に個人的快樂説・公衆的快樂説・進化的快樂説の三つがあります。

個人的快樂説は又自利説ともいひ、人の心理はそれ自ら

● 快樂説



利己的のものである。勿論、人には利他心もあるけれども、これは利己心から派出した第二義的心理で、よりよく利己心を満たさんが爲に生じたものに外ならない。利己心の充足を圖ることによつて競争心が生じ、爲に社會は進歩發達する。されば人生究竟の目的は自己の快樂であり、各自おのれの快樂を追求することこそ、眞に意義ある生活である。」といふのがその主張であります。

次に公衆的快樂説は又功利説ともいひ、公衆の快樂即ち功利を増さうと主張する説で、人は個人的快樂を追求するよりも寧ろ社會公衆の福利を圖るべきであるとし、いはゆる「最大多數の最大快樂を以て人生の目的とする説であり

ます。

第三の進化的快樂説は一に進化論的功利説ともいひます。「人生の目的は快樂にあり功利にある。正しいこと、善いことはそれ自體が正しい善いといふのではなくて、「有用」であり「便利」であるが故に正しいのであり、「願はしくある」が故に善いのである。しかし、これは寧ろ究竟の目的であつて、直接の目的は快樂を生ずる條件にある。即ち人は人類の進化と社會の發展に適應することによつて快樂は自ら得られる。つまり人は生物進化の法則を守つて行動することによつて人生の目的を達することが出来る。」と説くのであります。

㊦ 快樂説の批評

快樂も理想構成の要素で、必ずしも排斥すべきもののみとは限りません。しかし、これらの快樂説には、その説自身のうち、幾多の矛盾撞着を含んでゐます。殊に文化の進歩と共に都鄙を通じて享樂機關が普及した今日、いつとはなしに人生の目的は享樂にあると思ひ込む者が多くなつて、これをそのまま押通してゆけば、遂には恐ろしい破綻を見るは明かた、享樂の杯が直ちに毒杯となるのは珍らしいことではありません。要するに、私達はまだ快樂説によつて人生の目的——最高善——を決定することは出来ないのであります。

㊧ 理性説

快樂説と正反對の立場にあるものを理性説又は合理説

といひます。この説では人間の本質を以て理性とし、理性に従ふ生活を以て人生究竟の目的とするもので、これに禁欲説と制欲説とがあります。

禁欲説は感情欲望を以て罪惡の根源とし、ただ理性の命令に従ふを以て人生最高の目的であると主張する説であり、制欲説は禁欲説のやうに極端でなく、感情欲望そのものは決して罪惡ではないが、それが度を越えるところに罪惡が生ずるのであるから、之を適當に制限しなければならぬと主張するものであります。

理性説は人間特有の理性を重んじ、道德の尊嚴性を認め、た點に於て實踐上有效な説でありますけれども、禁欲説は

㊨ 理性説の批評

理性だけに重きを置き、感情・欲望等人間生活の主たる内容を無視して人情の自然に遠ざかつて居り、制欲説は禁欲説の缺を補うたものでありますけれども、一步進んで何故欲を制せなければならぬかには觸れてゐません。或はこれに答へて、「人たるの本分を全うするにある」と説くとすれば、いはゆる「本分を全うすること」が目的であつて、欲を制することはその手段となつてしまひます。

要するに、快樂説は感情を肯定して理性に對して消極的態度をとり、理性説は理性を肯定して感情に對して消極的態度をとつてゐます。いづれも精神作用の一面だけを見ただもので、人生究竟の目的として完全なものとはいへませ

●實現説

ん。

實現説は又<sup>かふ</sup>洽<sup>だん</sup>善説ともいひます。人間の有するもろもろの可能性を實現することを人生の目的とするもので、これは更に自我實現説・社會的實現説・人格的實現説の三つに分れます。

自我實現説は人の本來有するもろくの性能を遺憾なく進展させ圓滿に發達させて、完全な自我となすを以て人生の目的とし、社會的實現説は社會を一つの實在と見て、人は社會によつてのみその生存の意義を全うするものであるから、社會の進展發達を圖ることが人生の目的であるとして、

この二説は確かに快樂説・理性説の缺點を補ひ、人間の精神生活全體から説を立てたものでありますけれども、前者は個人を主として社會の價値を輕んじ、後者は社會を主として個人の價値を輕んじた立論でありまして、やはり一方に偏してゐます。

この缺點を補ひ、人生究竟の目的は個人の自我を實現し、同時にその個人の集合から成る社會の文化を創造發展させるのにあるとするのを人格的實現説といひます。

人格的實現説では、自我即ち人格の個人的方面と社會的方面とに着眼し、社會は各自の「我」が客觀化したもので社會の文化の高低は、つまり各自の社會我の高低を物語るもの

であるとし、故に私達が社會文化の改善向上を圖るのは、結局各自の自我の改善向上に努力することになります。

人格的實現説では人格を活動的のものとし、自彊息まざる精神を以て、修養を一時たりとも固定することを許さず、文化を不斷の創作と見て、絶えず理想への向上を企劃します。

要するに人格的實現説は、人格を個人我と社會我との兩面ありとし、活動主義・努力主義を以て人間價値を積極的に發揮することを人生の目的としたものでありまして、他の諸説に比して最も健全なものといふことが出来ます。

## 第十本 務

●本務

人生究竟の目的を實現するが爲に、私達は爲すべきことと爲すべからざることとがあります。これを本務又は義務といひます。

本務は道德上せねばならぬしてはならぬといふ一種の強制感を伴ひます。これを本務感又は責任感と名づけます。本務感は道德上の理想實現の要求と、自然のまゝ習慣のまゝに行動しようとする傾向との對立から生ずるもので、私達は本務を實行することによつて人間としての道

全くすることが出来るのであります。

●本務の性質

本務は本務なるが故に遂行すべきものです。これを本務の絶対性といひます。又本務は道德的・正常の人たる限りは何人もこれを實行しなければなりません。これを本務の普遍性といひます。かくの如く、本務は絶対的・普遍的のものでありますから、私達の任意に之が實行を抛棄することは許されません。教育に關する勅語・戊申詔書・國民精神作興に關する詔書等に仰せられてある本務は、いづれも日本國民の一律に守るべき絶対的性質のものであります。本務には積極的と消極的との別があります。爲すべきを爲すを積極的本務といひ、爲すまじきを爲さざるを消極

●本務の種類

的本務といひます。この兩者は相俟つて道德的理想を實現し得るので、例へば、勤勉なれといふ勸奨の反面には怠惰なる勿れといふ拘束の伴ふやうなもので、反理想我を拘束しなければ理想我を實現することは出来ません。

本務は又對己的と對他的とに分けます。健康の増進、知情意の陶冶に注意することは對己的で、人命の救助に努めるのは對他的であります。對他的本務のうちには、他の個人及び團體に對するもの、萬有に對するものがあり、團體には家族・市町村・府縣・國家・人類等無數の社會があります。

本務には斯く無數の種類がありますけれども、あらゆる本務が必ずしも一樣の重要さを有つてゐるのでなく、その

④ 本務の輕重  
と衝突

間おのづから輕重・本末の差別があります。例へば友達と遠足の約束したなれば、それを履行するのは本務でありますけれども、父母の病氣を看護する本務と較べれば輕いといはねばならず、父母の病氣を看護する本務も、國家有事の際に帝國軍人が出でて皇國の爲に盡すべき本務に比較すれば、輕いのは言ふまでもありません。

このやうに本務そのものに輕重の別があり、しかもその輕重は時と場合によつて變るばかりでなく、各自の地位・職業・年齢等によつても變動するものでありますから、どの本務を先にしどの本務を後にすべきかを定めるのは決して容易なことではありません。殊に本務と思はれるもの二

つ以上同時に生じた際には、その何れに就くべきかに迷ふことが多いのであります。古來これを本務の衝突といはれてゐますが、現代のやうに一箇の人間が、家庭・學校・市町村・國家・人類……と各種の社會の成員である場合、その社會と社會との利害の一致しない時の衝突は正に本務の衝突であります。けれども、その時に際して實行すべき本務は唯一つ存するのみで決して同時に二つ以上あるものではありません。唯、私達の道德的知識の足りない爲に、何れが其の場合に於ける眞の本務であるかを判別することが出来ないだけであります。平重盛が、

「悲しきかな、君の御爲に奉公の忠を致さんとすれば、迷廬八萬

の頂より猶高き父の御恩忽ちに忘れなんとす。痛ましきかな、不孝の罪を遁れんとすれば、又朝恩重疊の底極めがたし。君の御爲に既に不忠の逆臣となりぬべし。云々」

と言つたのは、いはゆる本務の衝突についての好例と見るべきであります。しかし重盛は、この場合に取りべき本務を忠なりと判断し、死を以て父を諫めましたのは、よく臣子の道を盡し、眞の本務を實行したものだといはねばなりません。

## 第十一 徳

## ● 徳

本務に適うた行爲を反復する時は、それが習慣となつて善良な品性を形造るやうになります。このやうに、本務を遂行して得た品性を名づけて徳といひます。朱熹が「徳の言たる得なり。道を行つて心に得る有るなり」と言つたのは即ちこの意味であります。

## ● 徳の要素

ソクラテスは知識即ち徳であると言ひました。即ち彼は、「善いといふことを知れば必ず其の善い事を爲すに極つてゐる。悪いといふことを知れば必ず其れをしないに極つてゐる。つまり知るといふことが大切で、知りさへすればそれでよい」と言ひました。徳に知識の必要なことは勿論であります。私達の日常の生活に當筋めて見ても、知るこ

## ● 徳の分類

とが直ちに徳であるといふことは、どうしても事實に合ひません。有徳の人は善に對して崇敬の感を起し、惡に對して憐愍の情を起すものでありますから、徳には情の要素のあることが考へられます。又如何に道德上の知識に富み、正善を愛好しても、これを實行しようとする意志がなかつたならば、有徳の人となることは出来ません。要するに徳は知情意の三つが渾一體となつて實行にあらはれ、屢、反復することによつて形造られたものであります。

● 徳の名目は頗る多く、時代と社會との異なるに従つて、その重んぜられる主徳も一様ではありません。支那では古く智・仁・勇を三達徳としましたが、これは徳の三要素たる知情

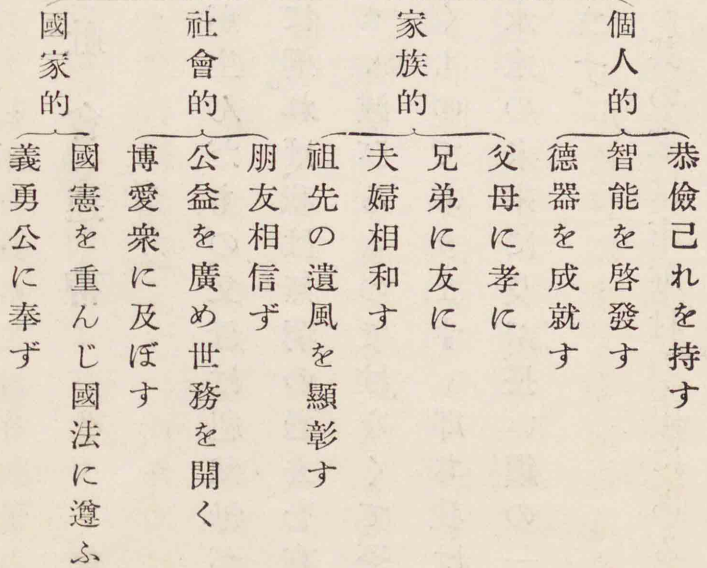


④教育に關する勅語の徳目

意と相應するもので、頗る合理的な分類であります。後、仁義禮智信を五常とし、親・義・別・序・信を五倫とし、廣く東洋道德の規範として重んじられてゐます。西洋では古く節制・勇氣・智慧・正義を四大徳としましたが、近代ではこれに博愛を加へて五主徳を掲げるものがあります。

以上は主として徳をその本質の上から見たものであります。更にこれを自他の關係から、個人的・家族的・社會的・國家的・國際的の五つに分類することも出来ます。

畏れ多いことですが、教育に關する勅語に擧げられた徳目を考察し奉れば、次のやうであると拜察します。



### 第十二 社會連帶

●「我」

「我」は我が父母が生んだもの、父母は祖父母が生んだものと、かやうに祖先に遡れば、我は無窮の過去を有してゐます。しかも我はこのまゝ滅びるものではなくて、子から孫へと永劫の未來に續くものであります。即ち我は「時」に於ては無窮の過去から永遠の未來に及ぶ、長い鎖の一つの環とも見ることが出来ます。

「我」は家に住む。其の家は市町村の中にある。その市町村は府縣に、其の府縣は大日本帝國に、大日本帝國は世界に、

世界は宇宙にと、斯様に辿つてゆけば、我は「處」に於ては無限の空間に連る長い鎖の一つの環とも見るべきものであります。

●社會連帶

このやうに「我」は「時」と「處」の十字街頭に立つものであります。人格的實現說に於て、自我は即ち社會我であり、自己の「我」と他人の「我」とは單獨的に考へるべきものでないと説いたのは即ちこの事で、社會連帶とは個人と社會との關係に基礎を置いて、社會の成員や一の社會と他の社會とが互に協同依存することをいひます。

●「出廬」

佛教ではこの關係を網に譬へてゐます。幸田露伴博士はその長詩「出廬」にこの意を述べて、社會連帶の意を明かに

してゐます。今その大意を述べませう。

造物主が、

「長さは萬里萬々里、廣さも萬里萬々里、見れども涯もなき網を、太初この方數千年、いまだに編みて編み止まず、大空の中に掛けさらす。」

と假定します。

「網は目も狭き桔梗ききょうずき、風止むべくも細かなり。此の網や何、此の網や何。網に名ありて人の世といふ。」

「一と目の四方四つの結び目、一節の中四線集る。絲縦横に結び絡かみて、力互に相保ち相依る。左を引けば右の引かれて、上張らるれば下も亦張る。網の姿はそのまゝに、吉凶共に響

き合ふ、此の人の世の姿なり。」

かうして人の世の姿を網に譬へました。

「結び目積んで網を編み成し、人集つて現世うつしよを成す。「我」も一つのその結び目よ。「人」も一つのこの結び目よ。」

「我が目の上の、結び目の近き二つは父母よ。我が目に並ぶ結び目は、妻よ弟よ兄弟よ。我が目の下の結び目は、我より出づる子よ孫よ。我に縁ある友どちは、絲相近き中らひの、この結び目の數々よ。」

と父子兄弟朋友の關係に及び、

「造物我を編みつけて、我を一つの結び目としぬ。……………」  
われたゞ一人如何てかは、我が思ふまゝに世にはあり得ん。」

我儘勝手は決して世の中で許さるべきものでありません。法律規則は「我」と「人」との相互の安全を保障する爲に缺くべからざるもので、私達はこれを遵守することによつて、始めて眞の自由を得るのであります。

「網は連り連れり、洄沙の数の結び目の、此方の端の結び目と、彼方の端の結び目と、間は遠く隔つれど、千里相引く絲の綾。」

「世は區劃てふものはなし。幾千年は縦に連り、幾大國は横に敷けども、此の國の人、彼の國の人、間は遠く隔つれど、迎れば縁のなきはなく、正せば心通はぬもなし。」

「血統連る百代の前、勇に誇りし武き祖先の、其の血の熱は

我に傳はり、我が胸のうち火は燃ゆるなり。山河遙かに遠く隔てし、外つ國人の物を思へる、其の思ひなほ此處に傳はり、我が胸の海これを湛ふる。」

「我」と「人」とは互に恩になり、恩になられてゐます。

「あゝ世は網ぞ、我はたゞその網の目の一つぞよ。……」

網の目の一つの力は大きいものです。しかし網の目一つに魚が掛つたとて、其の目だけの手柄ではない。周圍に澤山の目があつて、魚が遁げられなかつたので、其の目に掛つたのであります。これに反して、一つの目が破れてゐたため、魚を遁せば、仲間の澤山な目は眞面目に働いてゐても、其の甲斐がありません。「我」と「人」との連帶責任を有する所

## ④ 社會奉仕

以はこゝにあります。

前に述べましたやうに、社會は各自の「我」が客觀化したもので、社會の文化の高低は各自の社會我的程度によつて決定するものでありますから、この連帶責任感を以て社會文化の改善を圖ることは、結局各自の自我の向上に外ならぬのです。この意味からしても、私達が社會の爲に奉仕することは當然の義務といふべきで、教育に關する勅語に「公益ヲ廣メ世務ヲ開キ」と仰せられてあるのも、このことと拜察します。奉仕とは無償で他の爲に盡すことをいひます。従つて社會奉仕は、どこまでも「ためにする」ものであつてはなりません。世人の感謝や賞讃は決して社會奉仕の目的

ではありません。

我が國民は一朝有事の際に、一身一家を犠牲にして國家社會の爲に盡す奉公の精神は、諸外國の均しく驚嘆するところでありますが、平時に於ける社會奉仕——例へば慈善事業・教化事業・救濟事業等——に於ても文明國民として世界各國に遜色なきやう努めなくてはなりません。

## 第十三 模倣と獨創

● 模倣

世の中に絶対に新しいといふものはありません。創造はたゞ神のみが爲し得ます。しかも「創世紀」には「神其の像の如くに人を創造たまへり」とあります。全智全能の神でさへ、人間を造る時に自分の像に似せて造られたといふではありませんか。

模倣は人の本能であります。子供は大人を模倣し、後進國は先進國を模倣します。成長の差を有ち、文化の程度の異つたものの中に、模倣の行はれるのは當然のこととて、眞似

ることによつて、後れたものは進んだものに追いつくことが出来るのであります。

我が國は初め朝鮮を通じて支那・印度の文化を學び、明治維新以後は歐米の文化を輸入して今日の状態に達しました。「日本の文化は歐米文化の模倣である」日本人は模倣をよくするだけで、全く創造力のない國民である」とは歐米人の批評するところでありますが、しかしこれは皮相の見であつて、日本人は祖先以來決して單なる模倣・模倣を以て終始してゐません。創造への階梯として模倣の道を辿つたのであります。

支那・印度の文化を模倣する域から脱して、獨創的分子の

● 獨創

加へられたことは平安朝に於ける假名文字の發明、美術・工藝の日本化したことに徴しても知ることが出來ます。鎌倉時代に入つて親鸞・日蓮の如きは渾然たる日本獨得の新佛敎を創造してゐます。徳川時代の儒敎も亦日本的儒敎であります。藝術の世界に幾多の天才を出したことは言ふまでもありませんが、最も劣るとせられてゐる科學の方面に於てすら、關孝和の高等數學上の知識や、伊能忠敬の全國實測の偉業など、獨創的研究は少くありません。

歐米に發達した科學が我が國に輸入せられてから、まだ七十年を出ませんから、その間殆ど摸倣に費されたのは寧ろ當然と言はなければなりません。しかもこの摸倣に忙

殺されつゝある間に、故野口英世博士や故高峰讓吉博士の

如きは、世界の學界に不朽の名聲を轟かしました。



野口英世博士

以上述べた所によつても、日本人は決して獨創力に缺けてゐない民族であることがわかります。歐米人の日本民族についての批評は、これら重要な點を看過したものに過ぎません。

獨創的精神を養ふには、私達は何事についても自ら觀察し、自ら實驗し、自ら工夫する習慣をつけなくてはなりません。繪を畫き文を草するも亦創造創作の好機會でありま

● 獨創的精神  
涵養の工夫

す。殊に一家の主婦たるものが頭を創造的に働かして家庭生活の合理化を圖ることは、今後の我が國にとつて極めて肝要なことであります。

④ドイツの家  
庭生活

最近ドイツの家庭生活は頗る合理化されてゐます。以前には室内の家具とか飾付けとか家の建て方等は、随分ごてごてしたものであつたやうですが、現在のドイツ住宅の建築法は、採光と通風とを根本條件として、その他はすべて單純になつてゐます。室内の設備等も出来るだけ單純になつて、或人はその點に東洋趣味の影響を認めることが出来ると申してゐますが、それよりは寧ろ生活そのものゝ必要から起つたことゝ思はれます。家庭に於ける作業の合理化を行ひまする結果、經費の節約が出来ると共に、主婦の時間と勞力とに餘裕を生じて來ます。これ

⑤獨創の機會

は一つは今まで家庭で一から十まで仕上げて居たものを、機械工業の力によつて出來上つたのを安く買ふことの出来ることも大いに影響があります。兎に角現代ドイツの主婦は生活に非常な餘裕を持つて居り、その時間と精力とを、極めて有効に使用してゐることは疑ふべからざる事實で、この點は私達の大いに反省すべき所であらうと思ひます。

獨創の機會は隨所にあります。機會を逸せぬ機敏さと周密な思慮とが肝要です。林檎の落下は今に始まつた事實ではありません。ニュートンはこれによつて引力の理を悟りました。蒸氣が鐵瓶の蓋ふたをもち上げるのは昔からの事實であります。ワットはこれによつて蒸氣機關を發明しました。アルキメデスの比重の原理も、ガリレオの振



子の原理も、皆これと揆おぼを一にしてゐます。これら偉大な業績は一見偶然のやうに見えますけれども、決してさうではありません。長い間の心掛が偶然の機會にあらはれたものに外ならないのです。

英國のブラオンの住んで居る所に、一條の川が流れてゐました。彼は、澤山の費用をかけないで、この川に橋を架けて、交通を便にしたいものだ。と思つて、其の方法を考へてゐました。

すると或日のこと、朝早く起きて園中を散歩してゐますと、小さな蜘蛛の糸が、其の行くところの路に當つて、横に懸つて居る様を見て、忽ち「鐵繩か、または鐵鎖で、此の蜘蛛のやうな方法で拵こしらへたらよい。」と思ひついて、遂に鐵懸橋を作り出すやうになりました。

ワットが管を以て水を引上げる事を考へた時に、伊勢蝦を見て、其の皮に倣うて鐵管を作つてその目的を達しました。ブルネルがテムス河底の地道を造る時に、船を蝕する小蟲から着想したのも、同じ譯であります。即ち船を蠹蝕くわしやくする小蟲は、其の強い頭を以て船材中を百方に蝕して路を作り、更に漆のやうなものをして四方上下を塗り、その中に住んでゐますから、その様式に倣うて規模の大なる河底地道を造つたのであります。

畏くも今上天皇陛下には踐祚後朝見の御儀に賜はつた勅語に「模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通ノ運ニ乗シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ」と仰せられました。凡そ文化は優秀な精神の獨創的活力によつて發展します。私達は聖旨

を奉體して、日々に新に獨創的精神を發揮することに努めねばなりません。

## 第十四 人類愛

「我々が物を愛するといふのは、自己を棄て、他に一致するの謂である。自他合一、其の間一點の間隙なくして始めて眞の愛情が起るのである。我々が花を愛するのは自分が花と一致するのである。月を愛するのは月に一致するのである。親が子となり、子が親となり、此處に始めて親子の愛情が起るのである。親が子となるが故に、子の一利一害は己の利害のやうに感ぜられ、子が親となるが故に、親の一喜一憂は己の一喜一憂の如くに

感ぜられるのである。我々が自己の利を棄て、純客觀的即ち無私となればなる程、愛は大きくなり深くなる。親子夫妻の愛より朋友の愛に進み、朋友の愛より人類の愛に進む。佛陀の愛は禽獸草木にまでも及んだのである。」（西田幾多郎善の研究）

### ●人類愛

人類愛は一視同仁の愛です。孟子は「人皆人に忍びざる心あり」といひ、この心を擴充存養すれば、以て四海を保たもつるに足るとし、「人に忍びざるの心を以て人に忍びざるの政を行はゞ、天下を治むること之を掌上に運らすべし」と言つたのは人類愛の發露を説いたものであります。

野蠻未開の間では、敵とさへ言へば、これに向つてあらゆる殘忍な行爲をなし、特に戦争の際は濫りに虐殺し奪掠を

恣にしたのでありますが、世の進むにつれてかゝる残忍非道の振舞は減じて、苟くも人間である以上、その異國民たる  
と異人種たると、將又異宗教たるとを問はず、之を親切に待  
遇せねばならぬといふやうになりました。これ即ち人類  
愛の精神に外ならないので、もし或國民が異人種に對して  
残忍な行爲に出でたり、異宗教を信ずる者を迫害したりす  
れば、いはゆる人道問題を惹起すに至つたのも、人類愛が今  
日各國民の間に權威を有するに至つたことを證するもの  
であります。

◎ 日本精神の  
平和主義

祝詞や宣命に「平らけく安らけく治め給ひ」とありますや

うに、由來我が國の歴史は平和主義的精神を以て貫いてゐ  
ます。聖徳太子の憲法のはじめに、和を以て貴しとなす、忤  
ふなきを宗とす」とありますのは、立派な平和主義でありま  
す。畏くも神勅には「爾皇孫就てしらせ」と仰せられてあり  
ます。「しらせはしらす」の命令形で、「しらす」の政治は即ち人  
類愛の精神に基づいた平和主義的政治であります。教育  
に關する勅語に「博愛衆ニ及ホシ」と宣はせられましたのは、  
あながち日本のうちに限つたことでなく、近きより遠きに  
及ぼして、廣く人類一般に對してもこの精神でゆくべきこ  
とをお諭しになつたもので、日露戰爭中、畏くも明治天皇の

御製に、

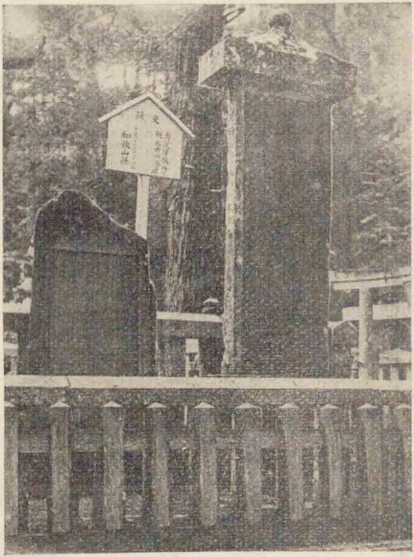
よもの海みなはらからと思ふ世になど波風のた  
ちさわぐらむ

と仰せられてありますのは、洵に立派な人類愛の御精神の  
發露で、世界平和の御理想をお示し遊ばされたものと拜察  
します。

◎ 國史の跡

我が國は建國以來侵略的の意義を以て戦争を起したこ  
とはなく、外國が我に對して侮辱を加へた場合に於て、奮然  
起つて之を撃退し討滅したのであります。すべてが正義  
に基づいた戦争であることは、國史の跡に徴してこれを知  
ることが出来ます。神功皇后御雄圖に際し、三軍に號令し

て、「自ら服はむを、な殺しそ。」と仰せられましたのは、確かに人  
類愛の御精神が窺はれます。又豊臣秀吉の慶長の役の時  
にもよく俘虜を待遇した史實が傳へられて居り、島津義弘  
の如きは敵味方の戦死者  
を併せて高野山に葬り、碑  
を建て、その菩提を弔う  
てゐます。近く日獨戦争  
の際、青島の守將ワルデツ  
クが部下と共に俘虜とな  
り我が國に來ました時、福岡市の海岸にある赤十字社の建  
物内に收容されて厚遇を受けましたことは、獨逸に於ては



慶長の役の供養碑

非常な好感を持つたといひます。これらの事實によつて考へましても、我が人類愛の精神が古今を通じてゐることは、何人も否定することが出来ないであります。たゞ徳川幕府の末に攘夷運動を起しましたけれども、これは一時の謬想に基づいたものであり、維新開國後はむしろ西洋文化に心酔したほどで、決して理由なくして他の國民を排斥したやうなことはありません。

明治の初年我が國が赤十字社に加入しようとした時、外國ではまだ日本を野蠻視してゐましたから、「これまでに日本に於て赤十字のやうな事業をしたことがあるか」と問合せに來ました。その時我が政府は楠木正行が瓜生野の戦に於て敵の溺

④人類愛と祖國愛

卒五百餘人を助けて、衣藥を給して勞はつた事を例として答へましたので、これが爲に赤十字社の加入が出來たとの事でございます。日清・日露兩役以來、日本赤十字社のなした活動はめざましいもので、諸外國の均しく認めてゐる所であります。

〔國民性十論による〕

國民間に人類愛が十分養はれてゐましたら、戦争の慘禍はこれを未然に防ぐことが出来るであります。要するに眞に祖國を愛する者は眞に人類を愛する者でなくてはなりません。自國あるを知つて他國あるを知らず、その國民が徒らに尊大となり、傲慢となり排他的となるやうなことは、終に國家の發展を妨げ、甚しきは國家の存在を危くす

るに至るものであります。私達は宜しく我が帝國の世界  
的關係を考へ、世界の平和、人類の福祉を圖つて、我が建國以  
來の美風を墜すことのないやうにしなければなりません。

## 第十五 我が國民性

個人にそれ〴〵特殊な性格があるやうに、國民にも必ず  
他の國民と區別せられる特性があります。これを國民性  
といひます。國民に特有な統一の意識を國民精神といふ  
に對して、國民精神の上にあらはれた特徴を指して國民性  
といふのであります。

### ●國民性と國 民精神

### ●國民性の知 識

國民性は他の國民に對しては著しい特色を示すと共に、  
自國民の間には共通性のものであります。故に國民性は  
その國民だけについて觀察して、他の國民と比較しなけれ  
ば、果してその性質がその國民の特色であるか、或は人類一  
般に共通のものであるかを明かにすることが出来ません。  
従つて我が國民性は之を他の國民の特性と比較し、日本人  
の間に一致する點を捉へ、しかもこの點によつて他の國民  
と區別するに足るべきものでなくてはなりません。

私達の個性は私達の生得とその習得とから成るやうに、  
我が國民性は祖先から遺傳して來た我が國民固有の性情  
が、その生活する國土の影響を受け、それに順應すべき生活

### ●國民性の由 來

④我が國民性の長所と短所

状態と歴史的事實とによつて訓練され、又外來思想によつて影響されて、その總計が今日の我が國民性の内容を形造つてゐるのであります。

然らば我が國民性として擧ぐべきものは何でありませう。故芳賀文學博士は、その著「國民性十論」に於て、

- (一) 忠君愛國。
- (二) 祖先を崇び、家名を重んず。
- (三) 現世的、實際的。
- (四) 草木を愛し、自然を喜ぶ。
- (五) 樂天洒落。
- (六) 淡泊瀟洒。
- (七) 織麗纖巧。
- (八) 清淨潔白。
- (九) 禮節作法。
- (一〇) 溫和寬恕。

を擧げてゐますが、これは主としてその長所について述べ

たもので、短所に就いては多く觸れてゐません。

我が國民性の長所については、以上の外、同化性に富むこと、進取的氣象に富むこと、武勇の精神の旺さかんなこと等を擧げてよろしい。短所について述べてある各種の意見を綜合しますと、

- (一) 依頼心の多いこと。
  - (二) 熱し易く冷め易いこと。
  - (三) 規模が狭小で、雄大を缺くこと。
  - (四) 虚榮心の強いこと。
  - (五) 感情的、姑息的であること。
  - (六) 沈思熟慮の風に乏しいこと。
- などを擧げることが出来ます。

個人の運命はそのものゝ個性によつて支配せられるやうに、國民の運命はその國民性の優劣によつて左右せられ

⑤私達の反省

ます。私達は今、第四學年の過程を終るに當り、靜かに我が國民性の長短に思を廻らし、その長所を自覺してこれが存續長育を圖ると共に、短所は大いに反省してその矯正改善に努め、以て我が帝國の世界的地位を高める原動力を養はなければなりません。

新制女子修身書 五年制用卷四終

昭和十一年一月十四日  
**文部省檢定濟**  
 高等女學校修身科用

昭和十一年九月二十五日 印刷  
 昭和十一年一月三十日 發行  
 昭和十一年一月五日 訂正再版發行

著作權所有



著者 勝部謙造

發行兼印刷者 東京市日本橋區大傳馬町一丁目二番地 佃三郎

定價	
卷一	金四十一錢
卷二	金四十五錢
卷三	金四十五錢
卷四	金四十四錢
卷五	金四十五錢

發行所

東京市日本橋區大傳馬町一丁目二番地  
 振替東京七九五七七番  
 大阪市東區博勞町五丁目  
 振替大阪九八二〇番

英進社





D南組  
松野ルリ